

公職選舉法による選舉運動者の

報酬禁止は財産權の侵害か

中 谷 敬 壽

昭和二九年三月二五日最高裁判所第一小法廷決定(昭和二八年(あ)第四一三三號) 最高裁判集八卷三號三二六頁以下——棄却
公職選舉法違反被告事件

【判決要旨】 公職選舉法において、選舉運動者がその運動をしたことについて報酬を受けることを禁じても、財産權を侵害するものではない。

【参照條文】 公職選舉法第二二一條、日本國憲法第二九條。

【事實】 A・B・C・D・E・F・Gの各人はいずれも、昭和二七年一〇月一日施行の衆議院議員選舉に際し立候補した甲の選舉運動を爲したものであるが、それぞれ甲の選舉運動者である乙から同人が甲をして當選せしめる目的で選舉運動の報酬として提供するものであることを知りながら、各別に現金〇〇〇〇円の供與を受けたものである、として、第一審たる林野簡易裁判所において罰金刑に處せられたが、これを不服として第二審たる廣島高等裁判所岡山支部に控訴して棄却された結果、更に最高裁判所に上告したものである。

上告人の上告趣意は、(一)第一審判決及び第二審判決の適用した公職選舉法第二二一條第一項第一號及び第四號の規定は、いづれも憲法に違反し無効である、(二)第二審判決は公職選舉法の解釋を誤まり、實費辨償の意義について頗る不可解な判示をした、(三)第一審及び第二審の各判決の刑の量定は著しく不當であり、これを是正しなければ正義に反する、というのであつて、第一點は違憲論につき、第二點は單なる法令違反につき、第三點は量刑不當についての各主張である。

公職選舉法による選舉運動者の報酬禁止は財産權の侵害か

最高裁判所は、右の上告趣意についてはいずれも適法な上告理由に該當しない旨を判示し、その説示の仕方も簡潔であるが、判決要旨としては上告論旨第一點の違憲論に對應して、公職選舉法が選舉運動の報酬を受けることを禁止したことは財産權の侵害か否かの争點について、その見解を判示している。

【批評】 上告論旨第一點の違憲の主張は、(一) 公職選舉法第二二一條第一項第一號の規定は憲法第三一條に違反し無効である、(二) 同法第二二一條第一項第四號は憲法第二九條に違反し無効である、というにある。

一 公職選舉法第二二一條第一項は、左の各號に掲げる行爲をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五萬圓以下の罰金に處する旨を規定して、一號から六號までそれぞれ禁止行爲を掲げている。その第一號には、「當選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選舉人又は選舉運動者に對し金錢……の供與……をしたとき。」と定めている。

上告人は本條項を次のごとく解している。すなわち、本號の明文は「當選を得せしめる目的で金錢等の利益を供與」すれば足りるのであつて、それが選舉運動の報酬であつたと否と、又選舉運動に要した實費であると否とを問うていなければ、廣い意味を持つ。とすると、あらゆる選舉運動がこれに包含され、大抵の行爲が之に包含されるということになると、選舉運動をする者は、如何なる場合に處罰されるのか、又處罰されないのは如何なる場合か、一體見當がつくであろうか。處罰規定が右のように漠然たるものであるときは、罪刑法定主義はばかされて終うから、憲法第三一條の規定は空文に歸して終う。以上の意味において、公職選舉法第二二一條第一項第一號の規定は憲法第三一條に違反する。というのが、上告辯護人の主張する違憲論の一半の論旨である。

最高裁判所は、右のような上告論旨に對しては別に判決要旨として摘記しているところではないが、判決理由中

に簡單に説示している。曰く、「上告趣意第一點は違憲をいうが、所論公職選舉法二二一條一項一號にいわゆる供與の中には、所論のごとく實費辨償を含むものと解すべき餘地はなく、所論のごとく漠然たるものではない。それ故、所論の違憲論は前提を缺き適法な上告理由に當らない」と。

右の判決理由に説示するところは些か簡潔に過ぎる憚いなしとしないが、その論旨は正當であるといふことができ。おもうに、選舉運動における實費辨償又は勞務者に對する報酬については、公職選舉法第一九七條の二の規定するところであつて、同條によれば、選舉運動に従事する者に對する交通費・宿泊費・辨當料等の實費辨償、及び、選舉運動のために使用する勞務者に對する報酬の額は、自治廳長官の定める基準に従い、當該選舉に關する事務を管理する選舉管理委員會が定める、と規定しているごとく、公職選舉法の認める實費辨償及び勞務者に對する報酬は、選舉運動そのものに對する報酬を含まないのは勿論のこと、實費の名において實際支辨せられていない金額を辨償したり、または所定の基準額を超えてその支給をなすことは許されない、という法意であると解せられる。この故に、前記判決理由に「所論公職選舉法二二一條一項一號にいわゆる供與の中には、所論のごとく實費辨償を含むものと解すべき餘地はなく、」という説示は全く正當であるというの外なく、また本號に規定する刑罰の對象となるべき禁止行爲についての規定を廣く漠然と解することこそ、却つて憲法第三一條に規定する罪刑法定主義の理念に戻るものと評せざるをえない。従つて前記判決理由に「それ故、所論の違憲論は前提を缺き適法な上告理由に當らない。」という判示は又全く正當であるといふことができる。

二 公職選舉法第二二一條第一項第四號は、「第一號若しくは前號の供與、饗應接待を受け若しくは要求し、第一號若しくは前號の申込を承諾し又は第二號の誘導に應じ若しくはこれを促したとき。」と規定している。

上告人は右條項を次のごとく解して主張している。すなわち、右第四號は選舉運動者がその運動の報酬として金錢の供與を受けることを禁止している。およそ選舉運動に従事する者は、その期間中家業を放擲し家を外にして東奔西走する。これ丈の努力に對して報酬がないとは如何なることであるか。それは選舉運動者が一方的に損をし、候補者が一方的に得をすることなのである。これが正義の原則に反することは一目瞭然ではないか。だから選舉運動者は正當な報酬——少くとも農業労働者一人一日分の日當金三百圓位の報酬——を受けるべきなのである。労働こそは最高の財産である。その労働に對し正當な報酬を受けることすら禁止している第四號の規定は、明らかに國民の財産權を侵すものに外ならない。即ち憲法第二九條違反である。以上が上告辯護人の主張する違憲論の他の一半の論旨である。

最高裁判所は、右のような上告論旨に對しては、決定要旨のごとく判示し且つその理由として、次のごとく説示している。曰く、「選舉運動者となるかならないかは、他から強制されているわけではなく、選舉運動者となる者の自由意思にまかされているところである。公職選舉法二二一條一項四號において選舉運動者がその報酬を受けることを禁じているのは、選舉の公正を確保せんとするにある。自己の意思でかように法律上報酬を受けることを禁止されている選舉運動者となりながら、選舉運動者として報酬を受けることを禁止されるのは財産權の侵害となるという違憲論は、その前提において認めることのできないものであつて、適法な上告理由に該當しない」。最高裁判所は右のような理由の下に上告人の主張を排斥しているのである。

本件決定要旨並びにその理由は全然正當であるとおもふ。思うに、公職選舉法第二二一條第一項第四號において選舉運動者がその報酬を受けることを禁止しているのは、判決理由に説示しているように全く選舉の公正を確保せんとするにあり、しかも選舉運動者となるかならないかは、選舉運動者となる者の自由意思に任せられているところである。

而して、日本國憲法第二九條第一項は、財産權そのものの不可侵性を規定して私有財産制を保障しているが、しかもその私有財産權の不可侵はいわゆる十八世紀的な天賦的な絶對的不可侵を意味することなく、同條第二項によつて、その財産權の内容は公共の福祉に適合するように法律でこれを定めることとして、二十世紀的な權利の社會性の自覺に基いて規定されている。即ち、財産權の内容そのものが公共の福祉に適合しなければならぬことが要請されている。なお、同條第三項によつて、右のごとき私有財産といえども、正當な補償の下にはこれを公共のために用いることができる、という旨を明らかにしている。かくて、本條によつてその不可侵性の保障されている財産權といえども、それは最早絶對不可侵たるものではなく、權利の社會性を自覺した二十世紀的な權利思想に基くものであるから、その内容は常に公共の福祉に適合するよう法律で定められなければならないが、更に正當な補償の下にはこれを公共のために用いることができるものである。従つて、犯罪者がその犯罪行爲に對し刑罰として罰金・科料・沒收等を科せられるがごときは、憲法第二九條にいう公共の福祉に適合するように法律で定めた制限でないこと勿論であつて、それは憲法第二九條と全く關係のない別の事柄に屬するものである。その故に、公職選舉法において選舉の公正を確保せんがために、選舉運動者がその運動をしたことについて報酬を受けることを禁止したとしても、そのことは憲法第二九條とは本來何んの關係もないことであり、従つて、憲法第二九條に保障している財産權の不可侵性を少しも侵害したことはない、といわざるを得ない。これ本件判決要旨並びにその判決理由を全然正當である、として賛成する所以である。